

令和 7（2025）年度栃木県文化振興基金助成事業 募集要項 （頑張る若手芸術家応援事業）

1 目的

「栃木県文化振興基金」を活用し、栃木県文化振興基本計画（第2期）に基づき「とちぎの文化を担う人づくり」を図るため、本県ゆかりの若手芸術家による、文化芸術活動へ助成を行います。

2 助成対象事業

本県にゆかりのある若手芸術家個人が主催し、県内において自ら発表する文化芸術活動が対象となります。

※ 他に共演者・助演者等が含まれていても構いません。

3 助成対象事業の実施期間

交付決定日（令和 7（2025）年 4 月 30 日を予定）から令和 8（2026）年 3 月 31 日まで

※ 令和 8（2026）年 3 月 31 日までに助成対象経費の支出を完了させる必要があります。

4 助成対象者

助成対象者は、次の(1)から(4)までの条件を全て満たす**個人**とします。

- (1) 本県在住、在勤又は本県出身（出生地である、又は通学歴がある）であること。
- (2) 令和 7（2025）年 4 月 1 日において39歳以下であって、学生でないこと。
- (3) 申請する事業を主催し、同事業に要する経費を負担すること。
- (4) 「とちぎアーティストバンク」(※)に個人として登録していること。

(※) 県内のアーティストに関する情報を網羅したウェブサイト

((公財) とちぎ未来づくり財団運営) [登録無料]

登録方法等については、「とちぎアーティストバンク」ホームページ

(<https://artistbank.sobun-tochigi.jp/>) を御確認ください。



5 助成対象外の事業

次のいずれかに該当する場合は、助成対象外となります。

- (1) 国、県、市町、その他の団体等から助成を受けている事業
- (2) 特定の政治、宗教活動を目的とする事業
- (3) 団体等の内部活動である事業
(いわゆる教授所・教室や単独の流派が行う発表会・コンクール等)
- (4) チャリティを目的とする事業
- (5) 出版、収集又は資料作成のみを目的とする事業
- (6) 広く一般に周知されず、参加者、入場者等が制限される事業
- (7) 委託料や報償費（謝金）の割合が過度な事業

6 助成金の額

助成対象経費の2分の1の額、又は助成対象経費から入場料等収入を除いた額のいずれか少ない額以内で、限度額は20万円です。

なお、助成金は、栃木県文化振興基金の予算の範囲内で算定しますので、要望額全てを満たすとは限りません。

【助成対象経費】

- (1) 報償費（謝金）
- (2) 賃金
- (3) 旅費（交通費、宿泊費）
- (4) 需用費（消耗品費、印刷製本費）
- (5) 役務費（通信運搬費、手数料）
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) 委託料
- (8) その他必要と認められるもの

※(8)の経費は、附表2－3(収支予算書)の積算内訳欄に詳しい内容を記載してください。
※事業の実施に要する経費でも、助成対象外経費に当たる経費については助成対象とすることができませんので、ご注意ください。

【主な助成対象外経費】

- ・ 交付決定日前に支出した経費
- ・ 令和8(2026)年4月1日以降に支出した経費
- ・ 申請者以外の者が支出した経費
- ・ 領収書等の証拠書類により支出及び支出の内訳を確認できない経費
- ・ 事業の変更・延期・中止に伴うキャンセル料、違約金等
- ・ 練習、打合せのための報償費、旅費、会場使用料等（ただし、各公演につき1回のリハーサルにかかる経費は対象経費とする。）
- ・ 寄附を行った経費

※ 区分ごとの助成対象経費／助成対象外経費の例については、以下の表を御参照ください。

※ 主な例のため、助成対象になるかどうか不明な費用については必ず事前にご相談ください。

区分	対象となる経費（例）	対象とならない経費（例）
報償費 （謝金）	・ <u>外部</u> の出演者、講師等への謝金	・ 申請者本人の報酬 ・ グループメンバーへの謝金
賃金	・ 臨時に雇用したアルバイト等への賃金	・ 申請者本人の賃金 ・ グループメンバーへの賃金
旅費 （交通費、宿泊費）	・ 公共交通機関（電車・バス等）の運賃、ガソリン代、有料道路使用料 ※宿泊費は原則として外部の出演者・講師等に限る	・ 航空・列車運賃の特別料金（グリーン車料金等）
需用費 （消耗品費、印刷製本費）	・ 事業の実施に必要となる看板製作や感染防止対策等に要する経費 ・ ちらし、ポスター、プログラム、資料等の印刷物の作成に要する経費	・ 出演者・参加者・講師等への賞品・記念品、花束、手土産 ・ 食糧費 ・ 備品購入費（金額にかかわらず、事業終了後に恒常的に団体に残る物品（記録機器・楽器等）） ・ 礼状作成費用
役務費（通信運搬費、手数料等）	・ ちらしの発送、機材の運搬に要する経費 ・ ピアノ調律料	・ 電話料金 ・ 振込手数料、代引き手数料、商品代とは別にかかる配送料

		・礼状発送費用 ・チケット販売手数料（※支出に計上せず、入場料収入から差し引くこと）
使用料及び賃借料	・会場使用料、設備等使用料（開催に伴う駐車場代も含む） ・著作権使用料 ・楽器等賃借料	（内容に応じて判断）
委託料	・業務の一部を委託する場合に要する経費（舞台製作・照明・音響等委託料、広告掲載料など）	・グループメンバーに対する委託料
その他必要と認められるもの	（内容に応じて判断）	・レセプションや懇親会等に要する費用

7 評価要素

【総合的評価】次の要素を考慮し、総合的に評価します。

(1) 具体性、実現可能性

事業の目的、内容が明確、具体的で実現可能性があること。

(2) 公開性

広く一般に周知され、社会的に開かれた事業であること。

(3) 予算積算

予算の積算が適正であること。

(4) 貢献度

地域づくりや本県の魅力アップなどに貢献する事業であること。

(5) 独創性

文化力を活かした創造性・独創性・先進性に富んだ事業であること。

(6) 発信力

県外・国外への発信力・影響力のある事業であること。

(7) 発展性、継続性

実施事業を助成することにより、応募者の発展的・継続的な活動につながること。

【付加的評価】以下の項目に関しても併せて評価します。

(1) 前年度までの累計採択回数

※ 回数に応じて**マイナス評価**を行います。（回数が多いほど、大きなマイナス評価となります。）

※ 過去に本助成事業を活用した者よりも、まだ助成を受けたことのない者に優先的に活用してもらうための措置です。

8 提出方法

(1) 応募締切

令和7（2025）年3月21日(金)17:00 <必着>

※申請に係る相談等は随時受け付けます。

申請を検討されている方は、**事前に必ず御相談ください**。（申請要件に適合していることの事前確認を行い、事業計画等の磨き上げについても可能な範囲で御協力します。）

(2) 申請方法

メールにより、下記(3)の申請書類をデータにて御提出ください。

※メールの送付後、電話連絡をお願いします。

データによる提出が困難な場合は、下記 **11 問合せ先** まで御連絡ください。

(3) 申請書類

「栃木県文化振興基金助成事業実施要領」に定める、以下の書類及び添付資料

①様式1 ②附表1-3（事業計画書） ③附表2-3（収支予算書）

(4) 申請書の提出先

栃木県生活文化スポーツ部文化振興課 文化芸術担当

E-mail : bunkageijutsu@pref. tochigi. lg. jp

(5) 留意事項

- ① 応募は、1人につき1事業とします。
- ② 事業が実施期間内に完遂できなかった場合には、助成を取り消す場合があります。
- ③ **採択後に事業計画の変更が生じた場合、変更内容によっては助成を取り消す場合があります。**大幅な変更が生じないよう、実現可能な事業計画を作成し、見通しを立てて申請してください。

9 選定方法及び選定結果

審査委員会による審査を経て、採択（内定）又は不採択を決定します。

なお、全ての応募者に結果を文書で通知するとともに、**助成が決定した者の氏名（活動名）及び事業内容を県ホームページで公表**します。

10 その他

- ・採択された場合、作成する印刷物（ポスター、チラシ等）には**必ず「栃木県文化振興基金助成事業」と明記し、基金ロゴマークを掲載**してください。
- ・事業の実施に当たっては、**換気や手洗い、場面に応じたマスクの着用など基本的な感染防止対策**をお願いします。
- ・この募集要項に記載のない事項については、**「栃木県文化振興基金助成事業実施要領」及び「栃木県文化振興基金助成金交付要領」**に従って取扱います。

11 問合せ先

栃木県生活文化スポーツ部文化振興課 文化芸術担当

TEL:028-623-2153 FAX:028-623-3426

E-mail : bunkageijutsu@pref. tochigi. lg. jp

※令和7(2025)年度当初予算の成立前ですが、事前審査準備等のために予算成立を見込んで事業の募集案内をするものです。令和7(2025)年度当初予算不成立の場合、実施に当たっては別途お知らせいたします。

【助成対象者の考え方について（Q&A）】

Q1 音楽（演劇）グループを組んでいます。グループでのコンサート（公演）の開催について、申請できますか？

A1 申請できます。代表者一名により申請してください。（同一事業に対して、複数人が申請することはできません。）

なお、代表者が「とちぎアーティストバンク」に個人として登録していることが必要なほか、実績報告の際には代表者個人宛の領収書等の提出が必要です。他のグループメンバー宛のものや、グループ名宛のものは経費として認められませんので御注意ください。

※書類に不備があった場合、その分の経費が認められず、助成額が減額になる場合があります。

Q2 代表者は35歳ですが、グループのメンバーに41歳の者が含まれます。申請できますか？

A2 申請できます。同様に、栃木県にゆかりのない者がメンバーに含まれていても申請できます。